

訪問看護 介護予防訪問看護 サービス契約書
(介護保険・医療保険)

医療法人社団平郁会 訪問看護ステーションそよ風

訪問看護・介護予防訪問看護サービスについて

様（以下、「利用者」という。）と、指定訪問看護ステーション事業者、介護予防訪問看護ステーション事業者（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護・介護予防訪問看護サービス（以下、「訪問看護サービス」という。）について、次の内容にて契約を締結します。

第 1 条(契約の目的)

事業者は、医療保険法・介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条(契約期間)

1 この契約の期間は契約締結の日から、利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。但し第 8 条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

2 上記の契約満了日の 1 週間前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

第 3 条(訪問看護指示書)

事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。また、定期的な診察が必要となります。

第 4 条(訪問看護計画)

1 事業者は、医師の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って、必要に応じて「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合は、利用者に説明し同意を得た上で交付致します。

2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で可能な時は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

第 5 条(サービス提供の記録等)

1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に必要事項を記入します。

2 事業者は、「訪問看護記録書」等の記録をサービス終了日より、5 年間はこれを適正に保存します。又、利用者本人から開示の求めがあった場合は、業務の支障がない時間に閲覧・謄写に応じ、実費負担により、写しを交付致します。

第 6 条(利用者負担金及びその滞納)

1 サービスに対する利用者負担金は、「重要事項説明書」に記載するとおりとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を 2 ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は 1 ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

3 前項の催告をしたときは、事業者は利用者の日常生活を維持する見地から、「居宅サービス計画」を作成した介護支援専門員に対し、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

4 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第 2 条に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

第 7 条(利用者の解約権)

利用者は事業者に対し、いつでも 1 週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第 8 条(事業者の解除権)

1 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業所及び利用者が住所を有する市区町村にその旨を連絡します。

2 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合、事業者は、「居宅サービス計画」を作成した介護支援専門員と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第9条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了した時
- 2 第7条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
- 3 第8条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 4 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
 - (1) 利用者が長期にわたり介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

第10条(サービスの中止)

天災などの事業者の責めに帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は、利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

第11条(損害賠償)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

第12条(個人情報保護)

- 1 事業者は、個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関するほかの法令等に加え、法人が定める当該基本方針(別紙、個人情報の取り扱いについてを参照)や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者や家族に関する情報を適正に保護します。
- 2 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者や家族に関する個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 3 あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- 4 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
- 5 個人情報に関する苦情申し立てや相談があった場合は、第12条の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。

第13条(苦情対応)

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。苦情の窓口は「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

第14条(契約外条項等)

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者 と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

重要事項説明書(訪問看護・介護予防訪問看護サービス)

1 法人及び事業所の概要

名称・法人種別	医療法人社団平郁会
代表者名	理事長 大田 和枝
所在地	東京都中央区東日本橋 1-1-7 京王東日本橋ビル 2 階
電話番号	03-5846-9455
設立	平成 14 年 2 月

事業所名	訪問看護ステーションそよ風
所在地	北海道札幌市清田区清田1条 4-5-52
電話番号	011-888-0808
事業者指定番号	0160591913
管理者	
通常の実施地域	清田区 豊平区 厚別区 白石区 南区一部 北広島市大曲 ※詳細については、事業所までお問い合わせください。

2 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	1名
看護師	常勤換算 2.5 名以上 うち 1 名以上は常勤
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	理学療法士 1 名以上(非常勤) 作業療法士 1 名以上(非常勤)

3 営業時間

区分	平日	土・日・祝日
営業時間	8:30~17:30	休日

(注)年末年始(12/30~1/3)は、「休日」の扱いとなります。

4 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

相談・苦情受付窓口	電話番号 011-888-0808
	FAX 番号 011-888-0888
	管理者
	対応時間 平日 8:30~17:30

※当窓口以外に、各市町村介護保険担当課、国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口への問い合わせも可能です。

(1)相談又は苦情対応について

相談・苦情に対する常設の窓口として、管理者が対応することとしています。又、管理者が不在の時は、速やかに連絡をとり相談に応じます。

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があった場合には、ただちに管理者が相手方に連絡をとり詳しい状況を聞くとともに、訪問看護スタッフからも事情を確認します。苦情の内容によっては、当該利用者の介護支援専門員に連絡をとり、利用者宅へ訪問し、必ず具体的な対応(謝罪)を迅速に行い、その記録を台帳に保管し再発防止に努めます。

5 緊急時の対応

(1)訪問看護提供中における病状の急変などが生じた場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先(家族)、担当の介護支援専門員等に連絡を行います。

(2)利用者に対する訪問看護提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6 利用者負担金

(1)別紙 1、「介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表」、別紙 2「健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表」をご確認ください。(差額利用料が発生する場合がありますので、合わせてご確認ください)

※自己負担金は関係法令に基づき定められており、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

(2)交通費

居宅患者様: 550 円(税込) 施設患者様: 330 円(税込)

※請求は訪問回数にかかわらず、月 1 回のみとなります。

尚、訪問診療と訪問看護をご利用いただいている場合は、それぞれの事業所ごとに交通費を頂戴いたします。診療と看護は異なる職種・運営主体による訪問となるため、個別に交通費が発生いたします。

また、訪問看護をご利用のうち、介護保険単独でご利用の患者様は、介護保険での報酬に含まれているため、交通費の徴収は行いません。

(3)利用料等のお支払方法

サービスを受けた翌月に請求書をお渡します。

利用料は1ヶ月単位とし、当該月の利用料は翌月の 27 日(金融機関が休日の場合はその翌営業日)に利用者が指定する口座から振替えます。当該月の請求書発行時にその前月分の領収書を発行いたします。

看護内容・訪問予定に関して

令和 年 月より

<看護内容>

- ①全身状態の観察
- ②症状緩和
- ③日常生活のケア(移動・排泄・清潔ケアなど)
- ④服薬等に関する相談・指導
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ご家族・介護の方への療養、介護に関する相談・指導
- ⑦その他、医師の指示による処置の施行
- ⑧緊急時の対応

<緊急時訪問看護・複数名訪問看護加算・ベースアップ評価料>

該当	項目	サービス内容
<input type="checkbox"/>	【介】緊急時訪問看護加算	24 時間電話等により看護に関する意見を求められた場合、必要に応じて緊急訪問を行う体制。
<input type="checkbox"/>	【医】24 時間対応体制加算	
<input type="checkbox"/>	【介】【医】看護体制強化加算	医療対応の充実した事業所として評価され、看護体制強化加算を算定することが認められた事業所のため。
<input type="checkbox"/>	【医】ベースアップ評価料	訪問看護師の処遇改善のための加算

1. ご病状により訪問の回数・時間を相談・調整させていただきます。
他患の状態や道路状況によって訪問時間が多少前後することがありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。大幅に遅れたりする場合は事前にご連絡させていただきます。また、状況により、訪問の曜日・時間の変更をさせていただく場合があるかもしれませんが、ご了承お願いたします。
2. 看護内容・訪問予定の見直し、変更
お身体の状態により、内容・予定を検討、見直しをしていきます。
3. 主治医との連携
主治医の訪問看護指示書に基づいて看護内容を立案し、看護の実施、報告をおこないます。

個人情報の取り扱いについて

事業者は、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるよう、ご利用者およびそのご家族の秘密情報および個人情報の取り扱いについて万全の体制で取り組みます。

1. 訪問看護サービス契約の締結にあたっては、事業者は、ご利用者またはご家族の個人情報(以下「個人情報」といいます)の取扱について説明し、お客様が同意をした場合に、サービスの提供を行うものとします。
2. 事業者および従業員は、正当な理由がない限り、サービス提供にあたって、知り得たご利用者またはご家族の秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後および従業員退職後も同様とします。
3. 事業者は、ご利用者へのサービス提供にあたり、関連する医療機関、介護サービス事業者、区などの公的機関、ご家族等へ必要な個人情報を提供します。
4. 事業者は、ご利用者のサービス提供にあたり、下記の通り個人情報を提供します。ここでいう「個人情報」とは、氏名、生年月日、住所、連絡先をはじめ看護師・リハビリ職員等による看護・リハビリ内容の要約や各種画像(動画を含みます)などがあります。介護保険・医療保険それぞれの情報提供の具体例は以下の通りです。
 - ①主治医やケアマネージャー等へ「訪問看護計画・報告書」を毎月提出。
 - ②介護保険利用者の場合「居宅サービス介護給付費明細書」を毎月提出。医療保険利用者の場合「訪問看護療養費明細書」を毎月提出。
 - ③医療機関または介護保険施設に入所される際に「訪問看護サマリー」を提出。
 - ④関連する医療機関、介護サービス事業者、区などの公的機関、ご家族等に対するご利用者の体調やサービス実施状況等、サービス提供に関連した個人情報についての電話やFAXなどによる連絡等。
 - ⑤(医療保険の利用者に限り)保険者等へ「訪問看護情報提供書」を提出。
5. 事業者は、サービスならびに医療の質の向上を目的として行う教育・研修・症例検討および各種学術集会等での発表を行うために、個人を識別あるいは特定できない状態に加工した上で、個人情報を利用(第三者提供を含みます)することがあります。その際は、ご利用者またはご家族に使用目的等を説明し、ご理解および同意を得てから使用いたします。
6. 事業者において実習を行う実習生が、実習に必要な範囲で個人情報を取得することがあります。
7. ご利用者またはご家族に関する個人情報を、第3項から第6項までに定める目的以外の目的で利用する場合には、ご利用者またはご家族に使用目的等を説明し、同意を得てから利用いたします。
8. 法令等により提供を要求されたとき、本人または第三者の生命、身体または財産保護のために必要がある場合であって、緊急かつやむを得ないときのいずれかに該当するときは、上記の取り扱いを適用しない場合があります。

- 訪問看護・介護予防訪問看護サービスについて
- 重要事項説明書
- 看護内容・訪問予定に関して
- 個人情報の取り扱いについて

以上のとおり、契約の内容について説明を受け内容を確認、同意しました。

契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【ご利用者】

施設名 または ご自宅住所 _____

氏名 _____

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

【署名代筆者】

住所 _____

氏名 _____

【事業者】

住所 北海道札幌市清田区清田 1 条 4-5-52 _____

名称 医療法人社団平郁会 訪問看護ステーションそよ風 _____



管理者 _____

介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

1. 利用者負担額

法定代理受領サービス分（通常の場合）	厚生労働大臣が定める基準による額の1割～3割
法定代理受領サービス分以外（居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等）	厚生労働大臣が定める基準による額（全額）

【1割負担の額】

		介護予防訪問看護	訪問看護	
訪問一回につき算定	所要時間	20分未満	310円	321円
		30分未満	461円	481円
		30分以上 60分未満	811円	841円
		60分以上 90分未満	1113円	1152円
		理学療法士、作業療法士又は言語療法士の場合 <1回20分>	289円	300円
	【注】・早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）の場合 25%加算 ・深夜（午後10時～翌午前6時まで）の場合 50%加算 なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、月に2回目以降の計画外訪問時に加算			
	加算項目	内容		
	複数名訪問加算（Ⅰ）（30分未満）	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合に	260円	
	複数名訪問加算（Ⅰ）（30分以上）	算定	411円	
	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合に算定	307円	
サービス提供体制強化加算	人員体制などの一定条件を満たしたステーションで算定	3円		
月一回算定	緊急時訪問看護加算 （月の初回訪問時）	24時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合に算定	586円	
	特別管理加算（Ⅰ）・（Ⅱ） （月の初回訪問時）	特別な管理を必要とする場合に算定	（Ⅰ）511円	
			（Ⅱ）256円	
	専門管理加算	緩和ケア及び特定行為研修修了看護師が計画的な管理を行った場合	256円	
	ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定 （介護予防訪問看護の場合を除く）	2,553円	
看護体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ/予防） （月の初回訪問時）	一定条件を満たし充実したサービス提供体制のステーションで算定	（Ⅰ）562円		
		（Ⅱ）242円		
初回	初回加算	新規の計画書を作成時に算定	（Ⅰ）358円 （Ⅱ）307円	
退院・退所時	退院時共同指導加算	入院/入所中の方が退院/退所時に主治医等と必要な指導を行い内容を文書により提供した場合に算定	613円	

2. その他の利用料

超過料金	1時間30分を超えて訪問看護を提供する場合	日中	午前8時～午後6時	30分毎に 1,300円
		早朝	午前6時～午前8時	30分毎に 1,630円
			午後6時～午後10時	
		深夜	午後10時～午前6時	30分毎に 2,000円
死後の処置料				10,000円（税込）

健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表

1. 基本利用料

項目	内容	金額
・75歳以上の方 ・65～74歳で一定の障害の状態認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
・70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1～2割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
・～69歳の方	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2～3割 (各保険により異なる)

指定訪問看護に要する費用の種類と金額(基本的には週3日限度)

	週3回目までの訪問	週4日目以降
訪問看護療養費(Ⅰ)	5,550円(同一建物居住者以外)	6,550円
訪問看護療養費(Ⅱ)	5,550円(同一建物居住者・人数により変動あり)	6,550円
訪問看護療養費(Ⅲ)	8,500円(外泊時に月1回又は2回)	
難病等複数回訪問加算	1日2回:4,500円 / 1日3回以上:8,000円	
緊急訪問看護加算	2,650円(緊急訪問1日につき)	
長時間訪問看護加算	5,200円(週1日を限度)	
複数名訪問看護加算	4,500円(週1回)	
早朝(午前6時～午前8時)加算	2,100円	
夜間(午後6時～午後10時)加算	2,100円	
深夜(午後10時～翌6時)加算	4,200円	
管理療養費	月1日目:7,670円/2日目～:3,000円	
退院時共同指導加算	8,000円(状態により月2回まで)	
退院支援指導加算	6,000円または8,400円(90分以上の場合)	
特別管理指導加算	2,000円	
24時間対応体制加算	6,520円(月1回)	
特別管理加算	2,500円または5,000円(月1回)	
専門管理加算	2,500円(月1回)	
在宅患者連携指導加算	3,000円(月1回まで)	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円(月2回まで)	
訪問看護ベースアップ評価料	780円(月1回)	
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	
訪問看護情報提供療養費3	1,500円(月1回まで)	
看護・介護職員連携強化加算	2,500円(月1回まで)	

※合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

※週4日目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))／多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)／プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症候群／頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態	左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

2. その他の利用料(指定訪問看護にかかる費用に含まれない額)

種類	内容		金額	
超過料金	90分を超えて訪問看護を提供する場合	日中	午前8時～午後6時	30分毎に 1,300円
		早朝	午前6時～午前8時	30分毎に 1,630円
		夜間	午後6時～午後10時	
		深夜	午後10時～午前6時	30分毎に 2,000円
休日料金	一日につき1回		3,200円	
死後の処置料			10,000円	